

P F I 法改正に伴う政令の概要

1. P F I 法施行令の改正（国家公務員倫理規程の特例）

- 国家公務員倫理規程の適用に関して、改正 P F I 法による国派遣職員については、利害関係者と私的な関係にあるかどうかの判断に際して、国家公務員とみなす旨の規定を追加。
- これにより、国派遣職員については、利害関係者の範囲を国家公務員と同様に、厳格に適用。

2. 施行期日政令

- コンセッション事業者への公務員派遣制度の施行期日を 12 月 1 日とするもの。

3. 今後のスケジュール（予定）

12 月 1 日 施行